

参議院大蔵委員会會議録第十九号

昭和二十八年二月十八日(水曜日)午後
二時四十一分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

大矢半次郎君

木内 四郎君

伊藤 保平君

黒田 英雄君

小林 政夫君

小宮山常吉君

杉山 昌作君

森 八三君

堀木 鎌三君

木村 晴八郎君

政府委員

大蔵省主税局長

渡邊喜久造君

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

小田 正義君

本日の會議に付した事件

○酒税法案(内閣送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣送付)

○理事(大矢半次郎君) これより第十

九回大蔵委員会を開会いたします。酒

税法案及び酒税の保全及び酒類業組合

等に関する法律案を議題に供します。

質疑を願います。

○伊藤保平君 第五十三条中に酒母、

もろみ、こうじとあるのがあるのです

が、その定義をもう少し明確にし

ておく必要があるのじやないかと考

えられるが、大体これでよろしいとい

ふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 酒母、も

ろみ、こうじといふものの定義の問題

でございますが、なか／＼いろいろ科

学的に定義をして参らうとしますと、

相当むずかしいことになるわけでござ

います。この言葉は從來酒税法ですつと使

われておりまして、相当過去何十年の

長年に亘りまして一応まあはつきりし

た概念ができて上つておりますので、今

回の法案におきまして、從來と同じ

ような考え方で行くという意味におき

まして、余り強いてやかましい定義を

定めることはいたしませんでした。

○伊藤保平君 ただこの取扱上密造の

原料になることじやないか、その取締

についてはこれで十分にできるやうに

つておるのですか、殊に醬油のこうじ

のほうの場合ですが、醬油の原料にす

るこうじの場合などについて少し抜け

道がありはしないかという感じがする

のです。

○政府委員(渡邊喜久造君) お答えい

たします。醬油の場合につきまして多

少懸念がないでもございせんが、醬

油の業者におきまして多年ずつとや

つて来ておりまして、從來そこに特に

弊害があるやうなことを認めておりま

せん。その他の分につきましては相当

嚴重な取締の規定もございまして、

おおむねこの程度の規定で以て取締は

十分やり得るのではないか、かように

考えておるわけでございます。

○伊藤保平君 こうじに關係しまして

は原料は全部大蔵省の取締でやれるこ

とになつておりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 製造につ

きましては從來と同じやうに免許制度

をとることにしております。なお販売

につきましては從來なかつた制度でござ

います。免許制度にするのは少し

行き過ぎだらうという感じがございま

す。併し申告の義務を負わせるとい

うことで、販売についての關係を明確

にしまして、取締の便宜は得る、かよ

うな考え方でこの取締はやつて行こう

と存じております。

○伊藤保平君 それから第三條の第四

号のところは合成清酒のほうで「政令

に定めるところにより、」こうあるの

ですが、それと今後原料として「焼酎

又は清酒とぶどう糖その他政令で

定める物品を原料として製造した酒

類」こうあるのではありませんか、何かこ

れに制限がないやうにも見えておるの

ですが、こういう清酒というものはどう

もこの場合どうかと思つておりますが、原

料として……、これを削つて但書を附

けて、米を原料とする物品を使用する

場合においては、その米の重量が合成

酒の重量の百分の五を超えないものに

限ると言うふうではどうかと思いま

す。一方清酒の場合には何か制限があ

るやうになつておると思つて、前

に……それとの權衡上もさういうふう

にお考えになつておることはありませ

んか、お伺いしたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) お手許へ

酒税法の施行令、政令案の要綱を實は

差上げてあると思つて、若しござ

いませんでしたらあとで私のほうには

まだありますから差上げます。

実はその第三條の四号でございま

す。その他政令で定める物品」とい

うその物品につきましては、これも大

体現在やつておる案をそのまま踏襲す

るつもりでございまして、米、麦、あ

わ、とうもろこしといつたやうなもの

とか、それから糖類、或いはグリセリ

ン、そうした物品の品目を指定した

と思つております。なお「政令で定め

るところにより、」ということにつき

ましては、これらのものを使用する量

については、特に米の使用量につきま

して一定の制限を設けるといふことをこの

政令で定めたいと思つております。な

お現在米の量は百分の五が制限の量に

なつておりますが、この点につきまし

ては今回の改正後におきましてはやは

り同じやうに政令で制限したい、かよ

うに考えておる次第でございまして。

○伊藤保平君 そうするとこの場合に

特にここに清酒と現わさなくてもいい

やうに考えますが、さうでないのです

か。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあ全部

を政令で定めたいと思つて、併し

ことではないと思つて、併し

少くとも主たる原料はやはりこの中に

入れておきまして、そして政令で定め

る物品というのは調味料のやうなもの

と、それから極く僅かであつた調味料とは

多少性格が違ふと思つて、調味料

的に使うもの、さういふ全体としまし

て非常に重要性の乏しいものだけは政

令に書く。主たる原料はやはり法律に

はつきりしておいたほうがいいや

いか。かような趣旨で一応アルコー

ル、焼酎、清酒といふものはこれはも

う何と申しまして一番主要でござい

ます。それからぶどう糖などがやは

り合成酒ならば調味料としては一番頭

でございまして、これだけを例示的に

挙げまして、その他のものにつしまし

ては、これは非常に種類も考えられ得

る種類が相当多いのでございまして

から、これは政令で定めまして頂きた

い、かような趣旨で立案したのでござ

います。

○伊藤保平君 その原料は、主たる原

料という、清酒よりはむしろ米のほ

うが主たる原料じやないか。米のほう

をきめておかないと、清酒という作り

上つたものを書かれる必要がないのじ

やないかと、さういふふうに考へるの

ですが、どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在合成

酒に清酒を入れるといふことにつしま

しては、これはむしろ最近のやり方と

しましては非常に少くございまして、

お説のやうに、むしろ清酒に代えて一

定の制限の米を入れるといふことはお

話の通りでございまして、それでまあこ

の機会に書き直す手もありますが、実

はやはり方は從來とちつとも変らないの

だといふことをむしろはつきりさせたい

意味におきまして、全部改正でござ

いますので、文語体であつたものを口語体に直しましたが、従来のものをそのまま規定の上に書き写したという以外に他意はございません。

○伊藤保平君 それからその次に同じ三条の九で、ビールなんです、今までの酒税法を見ますと、ビールは麦酒と漢字で書いてあつたのですが、今回假名でビールと変えられたように思うのですが、これについては何か特別のお考えがあるわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私も実は余りよく存じませんが、麦酒と書きまして、最近の当用漢字ですと、ビールと読むのはむしろかしいのだそうです。それで現在まゐる／＼当用漢字を使つてこれを作るといつたようなことになつておりますので、それから、それでまゐる昔は麦酒と書いてビールと読むなりました、今度はビールと読むならやはり假名でビールと書いたほうがいいのだという法制局方面の意見がございまして、我々も余り法律のそういう細かいテクニクについてはよくわかりませんが、その点から、法制局の意見を容れまして、ビールと書いた、こういうわけでありまして。

○伊藤保平君 そうすると、この頃発泡酒というのができておりましたね、あの発泡酒というのは何か区別でもつけられるというような考えはなかつたわけですね、ただ用語上だけで假名で書くというのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今お話になりました発泡酒というのは、合成ビールなどと呼んでおりますが、我々はこれは少くとも酒税法の上におきましてはビールとして扱かつておりました。従いましてこれは発泡酒として扱

かつておりまして、まあ発泡酒と特に区別するとか何とかいつたような意味におきまして、従来の麦酒と書いてあつたやつをビールと假名で書いた、別にその点につきましては特別な配慮によつて書き改めたというわけのものではないかと存じます。

○伊藤保平君 これはちよつと酒造年度ですが、これはいいのですけれども、米穀年度のほうは十一月から始まつて、そうしてそのときの翌年の年度を言つておる習慣なんです、酒造年度に限つて始まつた月を含む年度になつておるのです、大変ややこしいのですが、この辺は文面に關係がないと思ひますが、これはどつちでもいいように考えますが、その点はどうお考へになつておりますか、ずらすわけになるのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) いろいろお話のような点はあろうと思つております。酒造年度というのも非常に昔から古く使つておる言葉でございます。同時に又毎年統計の上から言いますと、その名前ですと統計ができておりまして、まあ合せます場合には一年抜けるような姿になるのじやないかと思ひますが、どういふふうにしたほうがいいか、現在のところでは従来の例を踏襲して参りたいと思つておりますが、将来の問題として更に研究してみたいと思つております。

○伊藤保平君 第七条に行きまして製造免許の件ですね、新規免許の場合とありますが、ビールが一萬石になつておるのに対して合成清酒の三百石、清酒が三百石、それから焼酎も三百石となつておりますが、近代の企業規模と言ひますか、機械を使う／＼な

實際から考えまして、殊にビールが一萬石となつておるのに清酒のほうは殆んど今まで従来の關係で小さい單位のものが多くあります。合成清酒、焼酎などは新規にやる場合はこういう單位はないと思ひますが、もう少しお上げになるといふお考えはないのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この点につきましてはまあいろいろ中では議論があつたのですが、実は現在焼酎は小さき製造業者の数が非常に殖えておる、小さな焼酎業者のかたには少くともまあ最低二千石の免許をもらいたいといつたような話もあるのをごさいます。その面から言ひましてどういふことになつておるかといふ点につきまして、我々のほうでも相当研究して参らなければならぬ点があると思つております。現在はおかなり少なさな造石数の免許がす

でに多いと存じますので、今言つたやうな、片方に空氣もございまして、これから現在白紙の上に絵を描くか、す、お話のような考え方が当然出て来ていいと思ひますが、従来から一つの製造技術の上に乗つたつて参りますと、この石数を余り大きく殖やすといふことはいろいろ問題がそこから關連して出て参ることとございまして、まあ取りあへず従来の法規の制限をそのまゝに一応しておいて、行政の面から

しましては調整がうまくできた頃に別な考え方が出て来たいと思ひます。いろいろ／＼な問題がもうすでに行政の面に出ておりますので、これを機会に石数を余り殖やすことは問題をいよいよ複雑にする可能性がありやせんかといつたやうなこともございまして、この際としては大体従来の例をそのま

まどつた、かような次第でございまして。

○伊藤保平君 もう一度ちよつと重複するようでありまして、第八條の酒母、もろみ、こうじの製造の場合に、これが六号「みそ又はしょう油の製造業者が、その製造場において、みそ又はしょう油の製造の用に供するた

め、こうじを製造する場合」これは免許を受けなければならぬことは除かれておるやうになつておるのですが、これはやはり免許を受けるやうにしたほうがいいんじゃないでしょうか、ど

うも密造酒あたりがどういふところから流れるのじやないかという気がするのですが、これについてはどういふお考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 密造酒の取締という観点だけでございまして、あらゆる場合におきまして製造免許の……、こうじの製造免許につきましては、免許の制度をとるといふことが考えられないでもありませんが、味噌の製造免許をとるといふのは、何と申しましてかなり普遍的に相當広く行われておるわけでありまして、従いまして、そういうかた／＼に一々免許をするというところにつきましては、その業者のかたも恐らくいやがる。御迷惑でもあろう。現実の問題として全然弊害がないかといふことは、な

いとは言ひ切れなれないと思ひますが、差當りましてすぐこのために取締が非常に困るというふうな事態にもなつていないと思つておりますので、やはり従来通りこのやうな考え方で行つていいのじやないだろうか。若し弊害が大きく出るやうでございまして、これは又別に考え合せなければなら

らんとお思ひますが、現在のやうな事態でございまして、やはり味噌、醬油の製造業者の作るこうじと、大体仕事

の形がわかりますから、強いて免許の制度をとらなくてもいいのじやないか、かように考えまして、これも現行法の考え方をそのまま踏襲したわけ

でございまして。

○伊藤保平君 それはもう米こうじと麦こうじと、どつちが多くなつてお

ましようか、味噌、醬油の原料……

○政府委員(渡邊喜久造君) 正確な数字は持合はしっておりませんが、やはり麦こうじのほうが多いのじやないかと思ひます。

○伊藤保平君 多いのでしようね。だから米のほうは多少やつてもいいのじやないかという気がしますが……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 勿論これも伊藤さんよくおわかりだと思ひますが、自分の製造場でする場合についてだけ免許が要らないわけでありまして、まあ外に出す場合において、それが目的が例えは外へ出す目的であるならば免許が要するといふことになつてお

りまして、大体現在のところ差當つてこれによつて密造の温床になつておるといつたほどの弊害を認めておりませんが、まあ現行通りでいいのじやないかといつたやうに考えておるのであります。

○伊藤保平君 販売免許がさつきないとおつしやつたのではないでしようか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 製造については免許がございまして、販売のときは販売の申告の制度があります。従いまして免許の制度ではございませ

ん。これはまあ申告して頂きますか

らんとお思ひますが、現在のやうな事態でございまして、やはり味噌、醬油の製造業者の作るこうじと、大体仕事

ら、従いまして税務署において必要に応じて取締るといふことはできるわけでございます。

○伊藤保平君 それから第十条の第六号ですが、ほかにもこういう場合があると思うのですけれども、この免許を与えるとか与えないとか、その他の場合もあると思うのですけれども、租税の滞納をして処分を受けた者、これはいけない。今度国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合というふうになつておるのですが、国税はいが、地方税まではどうかと思うのですが、どういふところかというところをお入れになつたのでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現行の規定では実はもう少し大らかといふことが、漠然と規定しておりますが、資力が十分と認められない場合においては免許しない、こういう規定になつておりました。その資力が十分と認められないという場合の扱いとしまして、ここに書いてありますようなことが通達で実は出ておるわけでございます。それで新しく法文を作り直すに付きましては、やはり通達でそういうようなことをやつて行くのは面白くないのじやないか、むしろ法令の上にはつきり出したほうがいいのじやないかということが考えられましたので、従来通達で、大体こういう線でやつておつたわけでありましたが、これを法律の上にはつきり表に出しまして、そうしてまあ規定に盛つたというわけでございます。

地方税のほうについてはどうかという御意見もありますが、国と云い地方と云い、一応大きな意味での租税という意味におきまして、やはり一応並べて

おいたほうがいいのじやないかという考え方で、いずれかについてのものになつておりますので、ちよつと期日を忘れまして滞納になりましたも、例えは督促状が行つて慌てて納めたという場合におきましてはこれに該当しないということは別に御説明しなくてもよくおわかりと思いますが、そういう次第にはなつておるわけでありまして。

○伊藤保平君 それから第十五条の中に「あらかじめ」というのがありますが、これは一定の時日を定めて「あらかじめ」といふ、前日にやつてもあらかじめなので、少し偏狭な解釈をするものがあるのですが、これは何日以前というのではいけないのですか。あらかじめ」といふのでは余り漠然としておるようには思ふのですが、如何でしょう。

○政府委員(渡邊喜久造君) 別に他意はないわけでありまして、まあ何日以前というふうな見方も勿論ございまして、これは新しい規定でありまして、とにかく釈明のための機会を与えて、従いまして若し執行期間におきまして十分の準備ができない間に呼出して、すぐこう……、これは執行として私は適切を得ないと思つております。従いまして特にやかましく法律に書いてございませませんが、これを運用して行く上におきましては、十分本人から釈明するだけの期間を置いた上でこういうふうな疎開をすべきだ、執行の上におきまして十分に注意して参りたいと思つております。

○伊藤保平君 それから第三章になりまして、第二十二條の税率のところですが、一番最初の清酒の特級が、アル

コール分が十八度を超えるときは、アルコール分十六度を超える一度ごとに幾ら幾らを加えた金額、こうなつていくのですから、十七度九分までは同じ金額でいいというふうに解釈していいのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) さようでございます。今お話しのように十七度九分まではここに書いてあります六万二千五百円というのいいわけでございます。十八度を超えまして、十六度を越える分についてと下から上つて来て加算になる。大体考え方として清酒は十八度以下のものだ、こういう考え方が中心になつてきていますわけでありまして、規定は現在の形が全然同じなんです。なお今のお話は十七度九分まではよろしい、十八度まではいいのです。十八度一分とか十八度二分とかいふような場合において、あのほうの加算の規定がある、かように考へております。

○伊藤保平君 今までは九分というふうなことが言われておつたのですが、それが変つたのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在まだ扱いといたしまして十七度九分まで認めておるといふふうに聞いてはおりますが、現在の規定も十八度を超えるときは云々ということになつておりまして、まあそれと同じわけでありまして、ただ法律の文章を解釈してみますと、現在におきましても何分というあれがあるとなれば、十八度を超えるときはということになると思ひますが、ただ現在すぐやつております扱ひを変えるつもりはございません。

○理事(大矢半次郎君) 速記をとめて(速記中止)

○理事(大矢半次郎君) 速記をつけて。○伊藤保平君 それからの中に、お酒といふのが清酒からできるのですが、お酒の税率がないのですが、これは実際にお酒といふものは、これは清酒だけの場合ですが、清酒二級として売れないというところは事実なので、から、何とかお酒の税率についてこの場合でなくともほかの場合でもこしらえるということについての何か考へはないでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 御承知のように清酒の課税が製造課税であつた時代におきましては、いわゆるお引き控除、たしか二%だと思ひますが、おりの分の控除があつたわけでございます。それで庫出し課税になつた機会におきまして、結局そのおりに相当する分はまあ庫から出ないだろうというふうな感覚で以て大体そのお引きの制度はやめてなくなつてしまつたといふのが現状なのです。それでいろいろその点につきましてはお話を伺つておりますが、例えば製造の過程におきまして色を薄くするために木炭を入れたりした場合におきましては、結局お酒といふものはもう殆んど飲めなくなつてしまひまして、まあ問題はないわけですが、そこまで行かない場合におきまして或る程度お酒が溜つた、それをもう一遍しぼつてできるだけお酒を少く、まあ酒をとれるだけとつて、そして残りをかすになりますか何ですか、そういう処分になさるということが考へられないかというふうなことも酒屋さんに申上げておるのですが、酒屋さんのほうではそのおりの分をやはりおりならおとして、まあいわば濁

酒のようなものとして販売しなければならぬような事態もあるといつたやうなお話も伺つておるのでございまして、全体として見ますと割合に特殊な事例でございまして、そのために特に税率を作るかどうかという点につきましてはおしる今後の問題といたしまして我々のほうとして研究してみたい。現在といたしましては長年やつて参つておりますし、特にこの機会におりのための税として、おりが商品価値としてどんなものがあるかという点などにつきましても、全国的に行われておる量でもございませぬし、よくまだわかつておらない面もございまして、でも、もう少し先の問題にして頂きたい。かように考へて現在といたしましては特にこのために税率を作る考へはございません。

○伊藤保平君 それから第四号の、ここにはないのですが、あとのほうにある二十度焼酎のことですが、この二十度焼酎は二十五度の焼酎より一石当りの税額が大分低くなつておるようですが、これについては別に何か弊害が起るようなことはないかと考へてみましょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十度焼酎の問題は六十九頁の所にございます。措置法の規定といたしまして二十五度の二としまして一、一石につき一万三百円甲類、こゝろの税率を盛つてございまして、これが税率といたしましては二十五度ものと比べまして一升について二十五度ものを二十五分の二十としたといつたようなアルコール度数割にした場合に比較しまして一升について丁度百円低くなつておるという数字になつております。二十度焼酎につき

ましては実はいろいろ議論がございまして、私のほうでも検討してみたいんですが、やはり一番二十度焼酎の魅力は値段が安いということから出発するわけですが、私も成るほど思う御議論は、例えば鹿児島県、宮崎県とかあるいは所へ参りますと、密造の焼酎が大体十八度、十九度の焼酎ができる。その値段が一升二百円、二百一、三十円、従いましてこういうものを若し正規の酒として出せば相当密造の対策として効果があるのではないかと、いろいろ御意見がございまして、私もちよつと二十度焼酎がどんなものかいろいろ試飲してみましたが、甲類のすつぱりした蒸溜にかけたものと比べていささか二十度焼酎というものは余り薄い感じが出まして、好んで飲まれるかどうかは疑問だと思つております。カストリのようなものが多少中に入るとか、雑味が入りますと飲めるといふような姿のものだと思つています。我々のほうといたしましては二十度焼酎は今言つたような御要望もございまして、密造対策のために必要のある場合においてこの二十度焼酎というものを出して行きたい。従いましてその数量等につきましても一応の制限をおきまして、そして市場の状況を見まして出して行きたい。それで大体焼酎というのは昔は三十度、三十五度というのが普通だったのですが、現在は二十五度が常識になっておりますが、若し市場の状況によりまして二十度のものが一般的のもので、そういうような例外的なものじゃないのだということになるとすれば二十度のものについて特に百円税率を下げなければならぬという理由はないわけがございまして、アルコール

ル分に即応した税率でいいわけがございしますが、ただ二十度のものは何と申しましても運賃が高くなるとか、いろいろな意味において不利な状況もございまして、一応密造対策としまして効果的な手として何か考えたとすればやはり或る程度税率において加減しておいたほうがいいじゃないか、そういう意味におきまして先ほど来申し上げております一升について百円あたり安くつております。ただこれの動いて行く関係につきまして実は我々のほうも効果があるようにも思いますが、これが他の焼酎全体にとつて代るといふ姿のほうにはまあなるまいと思つております。同時に放つておけばそういうことになるとすれば或る程度の制限を加えて行きたい。それから更にそれが若し制限が市場の一般の傾向と反して行くということになれば、むしろ二十度のものが規範になることになるかも知れませんが、その場合におきましては税率は本来の税率に、少くともアルコール分に即応した税率にして行きたい、かような意味におきまして二十度のものを現在特殊なものとしてこの際出したかどうか、かように考えております。

○理事(大矢半次郎君) ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

〔理事大矢半次郎君退席、理事伊藤保平君委員長席に着く〕

○理事(伊藤保平君) 速記を始め……今のお話は大体わかつておるのですが、私の申すのは、今のお話のようだと、これは地域的に規制されるでしょう、二十度焼酎については……

○政府委員(渡邊喜久造君) 特に地域的に規制するということはつきりき

めてはおりません。ただまあできるだけ効果のある所へ出したいということを考えております。で、最初の時期でございまして、或いは先ず最初は今国どこでも一応出すことになるのかと思ひますが、ただ数量につきましては一応の制限をおきたいと思つております。それで効果のある地域と効果の薄い地域について、或いは将来の問題としておのずから地域的に厚い所と薄い所とできるといふことも考えられるんじゃないかと思ひますが、併しこの辺につきましては別に現在きまつた方針を持つておるわけはございしません。ただ方針としては、先ほどから申し上げておりますように、密造対策を中心とした特殊な焼酎であるから、従つてこれが一般的に普通の焼酎とつて代るものじゃない。従つて数量の上におきましても或る程度の制限をおきながら出して行く、かような措置をとつて参りたい、かように考えております。

○理事(伊藤保平君) 意味は大変よくわかりましたが、それでなしに三十度でしたら一度当りが六百五十円、二十度でしたら一度当りが五百七十二円、二十度でしたら五百十五円になります。そうすると、三十度と二十度を混和して二十五度をこしらへたら五百七十五円のもの、五百六十五円になるように思ふのですが、これは数字が少い間違つておるかも知れませんが、そういうようなこともありますが、余りこのようにすると、相当弊害がその市場で生じはしないか。それでただ密造の非常に激しい地方において特にそういうことを考慮するといふと思ひますが、そのような意味でお尋ねしたので

すね、その差を設けられたことのお考えを一つと、それからもう一つは、ビールのほうはただ安くすれば結構なんです、併し密造対策という大きな役割から見たらビールには密造はないのですから、清酒では二つの役目のあるものと、一つしか役目のないものとの間の引つかりは相当不均衡じゃないかと考えるのです。こういうことについてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 各種の税率の盛り方はなかなかむずかしいものでございまして、これはもうよく御承知の通りだと思つております。今度の考え方といたしましては、一つは酒全体の税率が高いということが、何と申しましても密造を相当多くしておる一つの原因だと思つております。それで私も戦前まで執行官庁におつたわけがございまして、どうしても密造をなくして行くためには、片方で税率を下げて、そうして正規の酒の値段を下げるということと、片方で相当やかましい取締を繰返してやる、この二つがまあ合せて行われなければとても効果は上らない、これはまあ伊藤さんもさだめてさういふ趣旨におきまして酒税全体も下げて参つたのですが、その間におきまして、やはり最近における清酒、合成酒、焼酎、まあそういういたつた全体の需給関係も考へて多少考慮に入つておると思ひます。それから同時に焼酎のようないく、こんなこともございまして、従いまして割合にまあ所得の少ない人が飲む酒、これが密造酒は大体そつちのほうでございまして、さういふふう

○政府委員(渡邊喜久造君) お説の通り実は我々も二十度焼酎の今後の動きについてはどんなふう動くのだろうという意味で、いささか気味が悪いと言つては語弊があるかも知れませんが、相当の懸念を持つております。従つてこれが今のお話のような点もございまして、相当出るにつつきましては、本来の密造取締の目的のためという点をばつきり強調いたしまして、さうしてこれが取扱いにつきましては相当他の酒類との関係からしまして弊害の起さないように慎重にやつて参りたい、かように考えております。

○理事(伊藤保平君) それからこれは税率の均衡に互るのですが、清酒二級の今度の減税歩合は二割二分四厘ですか、確かそうですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二割二分四厘です。

○理事(伊藤保平君) ところがビールもやはり同じ率になつておると思ふのですが、今度の税率改正のお考え方が、大体税を全体的に下げるといふ今の要望に應ずるといふことが一つ、これを増強で補なつて行く、その増強入の減り方を……。ところが一方では密造対策のことを相当強く謳つておられるのです、さうしますと、この清酒二級のほうは相当大衆向きの酒であると思ふのですが、それがやはり今日では合成二級と清酒二級が一番一般の輿論に聞かれます大衆向きのものがある、さう思ふのですが、その間の減税歩合では合成二級は、たしか二割四分何厘ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二割六分一厘。

○理事(伊藤保平君) 二割六分一厘で

なものは税率の引下げの割合を多くする、そうでないものは税率の引下げの割合を少なくする、かような考え方で進んで参つたわけでございませう。それで最初の御質問の清酒と合成酒のバランスの点でございませうが、いろいろな考へ方が実はあるようでございませう。過去の清酒、合成酒の値段を比較して見ましても、開きが割合に少かつた時期と、それから相当大きく開いた時期とをあれこれあるわけでございまして、現在考へておられますのは、小売価格にしまして、お手許に差上げてあります要綱では清酒が四百四十五円、それから合成酒の二級が三百三十四円となつております。尤もその節いろいろ御説明申しました機会に、現在その中にはコストの引下げが相当入つておりますが、多少動くかも知れない、併しまあ五円以上動くことは先ずないというふうな考へていますというのを申上げておきまして、大体現在までの検討の結果では、清酒が四百四十五円、それから合成酒の二級は三百三十五円、百十円くらい、これが現在の値開きでございませうが、大体その辺に落ち着くのがよいと思いますが、これを考へておきます。清酒と合成酒との関係につきましましては相当デリケートな関係がございまして、我々のほうとしましては慎重に今最後の値段がどうなるかということについて検討いたしておるところであります。大体今考へておられる、今申上げました程度のところは落ち着くのではないか、これも最終的な話ではないことを御了承願ひたいと思ひます。まあそういうところを一応頭に置きまして、そうしてコストの引下

げの関係なども考へて税率を検討して参りますと、大体絶対額では片方が、清酒のほうが一升で六十五円、それから合成酒のほうが六十二円といつたくらい引下げをやつたら丁度いいだろう、ただ元が少し金額が違ひますものだから、割合としまして、二割二分四厘と二割六分一厘、かようなやつたわけでありませうが、大体狙つておりますのは、市場の値打としまして、最近における需給なども考へまして、現行の百十円の開きをそのまま持たせておいたらいじやないか、いろいろ議論はあるところでありませうが、まあ私どもは考へましては大体そういう見当を付けてまして、税率につきましても一応の結論を出した、こういうわけでございます。なおビールでありませうが、ビールの点につきましては、実はいろいろ議論も多々ございませう。アルコール分だけとつてみますと、ビールは御承知のようにアルコール分が非常に少いのでありまして、考へ方によりましては、このアルコール分の少いビールにこんな高い税金はどうか、恐らくアルコールの度数から計算してみますと、ビールが一番税率が高い、併し酒というものは勿論アルコールで飲むわけではございませうから、まあ消費対象としてのビールというものの存在を考へまして、一応税率は盛つてあるのですが、ただいろいろ比較してみましても、最近におきましてビールは割合に所得の多いものが飲むのだらうというところに一応の前提を置いておつたせいでと思ひますが、これは今度ビールと清酒を同じような割合で引下げましても、昭和九十年ぐらゐの当時に比べますと、清酒の二級のほうは

税率で五百倍ですが、ビールのほうは七百六十倍になります。で、ビールのほうの税率全体が戦後割合に高いまゝに放置されていたといふことも否めなないのじやないか、そこで特にこの際ビールに重点をおいて引下げるつもりは別にございませうが、やはり引下げの割合としましては、清酒と同じ程度の引下げ方をしたらいじやないだらうか、かように存じまして、一応このした税率の結論を出したわけでありませう。

○理事(伊藤保平君) そうすると、これは大体一種の何といひますか、酒類行政といひますか、今後のそういうふうな行動に動かれる一つの案と見ていいのですか、つまり密造対策というふうなことでもなく、この場合ビールのほうは、それから合成酒と清酒の場合、今は百十円の開きですが、五百円のときの百十円の開きを、四百円に下つたら百円とか、九十何円とかになると思ふのですが、前のがいけなかつたか、今のがいけなかつたか、だんだん開きが、前は殆んど今お話を通りよく似ておつたですね、それがだんだん開きが余計になつて来ると、その点伸びないかといふのは相違ない、併して、数字の上では今年半分くらいになりますか、片方は四百五、六十万円で行くといふ一つの行政上のお考へになつておられるのか、今度は密造対策といふのを離れておられるのか、この点もう少し明確にお聞きしたいと思ひます。

税率を下げる、その場合に特に糖酎のようなものにつきましては税率の下げ方を多くする、こういう考へ方を持つております。それで清酒と合成酒の値のバランス関係でございませうが、これは過去の事例もつと見てみましたが、非常に小さかつた時代もございませうし、それからその間が百五十円ぐらゐに開いた時代もございませう。それが現在百十円に狭まつてゐるわけなんです、どのくらい換算がいいかといふことについてはなかなか議論があるのですが、まあ最近の事態からしますと、合成酒のほうに市況がずつと弱いていふような点もありませうが、いつてこの幅幅を余り広くするものもどうだらうか。大体現行程度、確かに全体が安くなつたのですから、その割合で行けば幅幅は小さくなるということも考へられますが、合成酒の市況の弱いなどということも考へまして、大体現行の程度の幅幅を持たせたいといふのはないだらうかといふのが現在我々が到達している結論でございませう。

○小林政夫君 今の問題で御小売値段、これの新旧対照表を作つて出して頂けないですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在きまつております公定価格における値段の詳細のものは、これはお出しできると思つております。税法の中に細かく出ております。それで新しくきめる合成酒の価格、それが製造者価格が幾らになつて、卸売価格が幾らになつて、小売価格が幾らになるか、これは実は今検討しておりますが、なか／＼それだけの業者のかたに利害関係が非常に深いものでございませうから、或る程度下ることについてはお考へになつて

いる人もあるのですが、できるだけ流通の人は製造の人を持つてもらいたいと思つてゐるでしやうし、製造の人は流通の人に持つてもらいたい、そういうような状態にありまして、我々も若し三月一日に施行になるとしますれば、その日現在の公定価格として作らなければならぬわけでございませうが、やはりよほど慎重に検討したいし、少くとも或る程度案がまとまりましたならば、業者のかたにも意見を聞いて見たいと思つておりますが、国会の御審議の途中においてそういう資料が提出できるかどうかといふことにつきましましては実はちよつと自信がございませう。実はこの問題はそれ／＼の業者のかたが非常に関心が多くて、それだけ利害が錯綜してゐるだけに、よほど我々のほうとしては慎重に扱ひたい、かように考へてまだ検討を續けている最中ではございませうので、あしからず御了承願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 今のお話は、これからきめるものについて従来きまつておるものは据置ですか。いじらないのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 最近の原料の点などを考へてみますと相当アルコールなど値下りになつておるので、従ひまして製造者価格におきましても相当の値下りを織込むべきやないかと、かように考へております。それから流通の過程におきましても値段全体が下るのですから、私の気持としては絶対額が現在のままであるといふのは、消費者に対する関係からしておかしくないかと思つております。ただ例へば現在八分なら八分とつてゐる割合を、そのまゝ八分でい

とは思つておりません。これは値段を上げた場合におきまして、マージンをきめるとき、昔一割とついていたやつを、絶対額は上げるけれども割合は下げる、こういうことで今までやつて来ておりますから、絶対額はこれは或る程度引下げざるを得ないかと思つておりますが、割合は従来やつて来た逆の考え方になりますから、やはり割合としては上げて行くべきじゃないかと思つております。まあその辺でどのくらいのところは収むべきか、これは相当業者のかたの関心の高いんですが、それだけに我々としても慎重に扱つて行きたい、従つて時間もかなりぎり／＼のところまで研究を続けて行きたい、かように考えておりますので御了承願ひたいと思ひます。

○理事(伊藤保平君) 今のお話のついでですけれども、絶対額は数字の上からはそう変らないような数字が出るのですが、最近コストの生産過程だけの問題だけじゃなくて、生産されてしまったものの販売所の経費というものも非常に上つていっているのです。人件費にいたしましても一般に上つていっているから、それで考慮が払われていないような数字じゃないかと思つておりますが、その点は十分に御考慮を払つておられるか、どうでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点も十分研究した上で結論を出すつもりであります。

○理事(伊藤保平君) それからついでですけれども、火災なんかの事故によつて亡失した分については免税の特典が今までのところ、ところが近頃自動車のトラックなんかは相当事故を起すのですが、ああいう場合は全然免

税に、今後とも裏付けにならないお考へでしようか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 製造場なり、それから又未納税移出で入りました蔵置所にある場合の亡失の問題は、これは全然問題ないわけでございますが、一応庫出ししまして税を、納税義務が発生した酒の亡失の問題だと思つておりますが、保険がかけてあれば問題はなし、それから日通などが運送中に亡失した場合におきましては、たしか補償をしていられるに聞いております。それだけにまあ酒の運賃が高くなつていられるわけでございます、まあ高い運賃は一応コストの中には見てあるわけでありまして、ただそういうふうな場合以外に小売なら小売の小荷さんが途中で壊したとかいつたような問題もないとは限りませんが、併し個々の点につきましては、間接税が全体として庫出課税になつていられる分については全部に起る問題でございます、なかなか調査もしにくいと思ひますし、手続もむずかしいと思ひますので、いさゝか国が酷なような感じもございまして、現在といたしましては、それはまあ止むを得ないものとして一応我慢して頂くような恰好になつております、なか／＼実行の上から言ひまして、それじやないかというふうに補償して行くか、これは証明とか、いろ／＼な関係で相当むずかしい問題じゃないかと思つております。できれば何らかの手を打つことは考えられないじやありませんが、なか／＼実行の上におきまして、そういう規定を作つてみましても実行が非常に困難じゃないか、こういうことを心配しておりますので、今のところ、従来も対策は大してございま

せんでしたが、今にわかにこれに対する対策を考へることもちよつと自信がございませぬので、もう少し検討してみたい、かように考えております。

○理事(伊藤保平君) それから数量は少しですが、よく似ておるものがある。級別審査のため出品する酒なんですね。あれも課税された分を出しておるようなんですが、これも石数としては僅かですが、全国にすると相当の数になると思ひます。最近の洋酒なんかは昨年聞いたところでは約五千石、約四千七、八百石あつたのじやないですか、本年も三、四割増で出ますから、本年は七千石近くになるのじやないかと思ひます。これは洋酒だけですが、それから審査用酒なんかも、これはちよつと石数は少くとも、級別で出すという性質から言つたらどうかと思ひますが、そういうことには何も考へない、御研究にならなかつたのですか、これは小さいですけれども……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 洋酒の問題は全部が全部外へ売られると思つておりません。従つて数量から言ひますと御指摘のような数量になるのじやないかと思ひますが、これはまあ伊藤さんよく御存じのように、木炭などを入れて色を抜いたりすると、あの洋酒は殆んど庫出ししたくても庫出しできない問題じゃないかと思ひます。従ひまして洋酒のためにどういうふうな考へて行くべきかというところは相当研究してみたいと思ひます。それから審査用酒の関係でございますが、これも理窟は考へようで、確かに税金をまけたらいいじやないかという考へ方が出るとも思つておりますが、まあ強いて理窟を言へば、まけないほうの理窟を言へ

ばです、まあ審査用酒は業者のかたに強制して行くというのでなくて、御希望によつてやつて行くものだというように考へて、まあ強いて言へば理窟にならと思ひますが、併しまあ私は別に三百代官的なことで審査用酒の税金を軽減、まけないことを弁護するつもりもありませんが、全体の数量としましても、何といつてもそれほど大きな数量でもないというので、今までもそれほど問題にされておりました。ただ、今回の機会に洋酒におきましては、特に取上げて考へませんでした。ただ審査用酒につきましても、少し必要以上審査にとり過ぎておる面もありはせんかというところも聞いておりますので、そういうようなことは、もう執行の上においてやらないようにして行くというところは考へて行きたいと思つております。まあ審査用酒の問題は今後問題としては少し研究してみたいと思つておりますが、まあ余り議論も聞いておりませんので、結局余り数量が少いせいだと思ひますが、今度の場合におきましては、特にその問題を取上げて考へてはおりません。

○理事(伊藤保平君) それから第六章の酒類審議会ですが、第三十七条以下、これについては、これは参考にお聞きしたいのですが、どういう構想で、今度相当、三千人という相当広範開のように思ひますが、大体構想を御説明願ひたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在あります酒類審議会は、御承知のように級別の審査のためのまあ審議会でございます、その審議会の行います仕事はまあ非常に限定されておりますので、大体官庁の者を中心としたしまして、

そうして業者のかたは参考人のような恰好で参加してやつて参りまして、それで大体よかつたと思つておりますが、今度は酒税法の関係におきましては、別に特に新しい機能は加わるわけではございせんが、併せて御審議を願つております酒類団体業関係の法律の上におきましては、この審議会が相当大きな役割を果すことに若し法案が通ればなると思ひます。従ひまして、この酒類団体業法のほうの法案が通つた暁において、この審議会は、これは官庁の者だけの審議会といつた姿では適當でないと思つております。従ひまして団体業法のほうの審議会ということになりますれば、業界のかたにも参加願ひ、消費者代表のかたにも参加願ひ、学識経験のある人といひますか、そういうかたにも参加願ひ、そういうような構成によつてこの審議会を運営して行くべきであると、かように考へております。

○理事(伊藤保平君) それから四十

九条の関係ですが、この「かす」の検査までこの本条にあるのですが、これは四十九条のほうではいけないのですか。これは四十一條の二項ですね。「清酒かす、合成清酒かす又は味りんかすを生じたときは、その数量を檢定する。」と、こういうようなものは何でもないことだけれども、四十九条のほうへ入れて置いていいんじゃないかと思ひますが、特にこつちのほうへ……、奇異な感じがするのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 檢定と検査という関係でございまして、我々のほうはむしろ檢定のほうを実は軽く考へて用語を使つております。それで「かす」をやはり調べるという必要があ

とすることは、これはもう伊藤さんよく御承知だと思ひますが、やはり酒が米をどれくらひ使ひ、水をどれくらひ使つて、そして熟成した上で「かす」がどれだけできたかということが、できた酒の量とかというものが抜かれていかにないかという点について一つ大きな押えどころになりますので、現在もやつておられますが、大体現在のよりなことをそのままやつて行きたい、特にやかましく取締るつもりもありませんし、大体現在やつていられることをやつて行きたい、かように考へまして、一応この規定を入れてあるわけですが、現在運送のような恰好でやつておられますが、やはり法文の上ではつきりしたほうがいいだろうと……。

○理事(伊藤保平君) そうしますと、四十一條のほうは製成石数のほうを決定する意味において不可分の關係にある副産物であるから、これを検査のほうに入れたと、こういうことに解釈していいんですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) さようでございます。

○理事(伊藤保平君) それから次は四十三條の二号に、「当該製造場において清酒と合成清酒とを混和したとき」とあるのですが、昨年来相当やかましくなつておつたのですが、法律では混和してもいいことになるのですか、こういうふうにありますと……。

○政府委員(渡邊喜久造君) これは実はこの規定は現行法にあるのです。それでこの規定を全文改正ですから新しく書直さなければなりません、これを削りますと削つたなりに、一体どういうつもりで削つたかという御議論

がありますし、残して置けば残したなりに今言つたような、新らしくこれを認めるつもりかという御疑問も出るかと思ひますが、結局現在のところ、この法律を作る機会におきまして、清酒、合成清酒の混和の問題などを新らしく検討したこともなければ、ただまあいろいろ問題の多い点でありますだけに、まあ現在の法規をそのまま一応こゝうしておいて、その問題はその問題として、若し必要があれば別途検討したほうがいいんじゃないか、かようなつもりで非常にむずかしい關係にある。

○理事(伊藤保平君) 単にこれを無批判的には、発動せんというお考えですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 勿論現在の法規をそのまま口頭で直して引移したというだけでございまして、この機会において混和問題を特に取上げて議論したということもございせんし、その点についてどうも新らしい方針を作つたといふこともございせん。その問題は若し必要があれば別途検討すべき問題だと、かように考へております。

○理事(伊藤保平君) あとに戻りますと、例へば最前の混和問題、こういう問題が将来研究しなければならぬという場合には、少くとも審議會におかけにならない事項に入るのではありませんか。

配給酒の問題なんです、これ一年間とあるようですが、これははつきり一年間と書いてたら却つて窮屈じゃないでしょうか。当分の間くらいいいかげんではないでしょうか。これはやはり必要じゃないかと思ひますが、どういうお考えでしょう。

○政府委員(渡邊喜久造君) 配給酒の問題は最近の事態から見まして、一時配られておりましたような、まあ農村以外の、いわゆる鉱工業の面における配給酒というものはだん／＼その値打がなくなつて、その趣旨がはつきりしませんが、大体供米關係などを中心にして配給酒をやつて来ておりますが、これも政府の米の統制方針がどうなるかというふうな点なども変われば又變つて来る性格のものじゃないかというふう

に思つております。まあ配給酒の制度全体としてはだん／＼小さくなつてもいいのではないかと思つておりますが、ただ今度酒も大分減りますし、どんなことにもなりますか、それで取りあへず一年延ばすつもりでおりますが、併し状況を見まして、或いは次の国会において必要があれば更にこの期間を延ばすといふことが必要になつて来ることもあるかも知れない。ただまあ値段が下つたといふことと、相当數量が大きくなつたといふことなどを見比べまして最後の決心をして行くべきものじゃないか、とにかくこの際すぐに基本税、加算税という制度はやめますが、配給酒の制度をやめる決心はつかない。まあ延ばすこともあり得ると考えましたので、特に租税措置法のほうに一応入れておきまして、そして事態を、推移を見た上でやめていいものか、或いは延ばすべきものかという点

を考へてみたい。従ひまして、この際としては一年延ばしておけば次に御審議願ひ機会も当然あると思ひますので、とにかく一年延ばしておこうと、かようなつもりで一年としております。

○理事(伊藤保平君) そうしましたら、先ほどお話の二十五度焼酎を密造対策のためにほぼ有効適切に使われるというふうなふうにも承つたのです。物がよつたら配給酒の數量もほぼおきめになつておりました、場合によつたら密造対策その他の条件によつて、數量においても現在予定されている數量よりも少し余計の數量を或いは配給酒に當てるということもできるというふうにはなつておりますでしようか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一応私のほうで予定しておりますのは、租税の類のまあ見積りの關係からしまして、やはり配給酒としてどれくらい予定するかということが中心になりました。まあ數字を組んでいくわけではございません。従ひまして現在としては一応その予定で参つておるわけでございますが、これがまあ余り不確かだといふことになると、一体予算の見積りは何ぞやといふことになるわけでありまして、全体の歳入の入り方なども睨み合はします点もございましてと思ひます。が、必ずしも現在の様にそう強く執着する必要もないのじゃないだらうか、まあ租税全体としてはやはり予算程度は何とかして上げるべきものとは思ひつておりますが、併しその内容の細かい点まで、無理に一応きめたもの、範圍で以て是非やらなければならぬといふほどには思つておりません。従ひ

まして事態の推移に應じて動かして得る、まあこれは歳入のほうでございしますから動き得るものでもあるのじゃないかと、かように考へております。

○理事(伊藤保平君) それからいま一つ最後に、最前ちよつと小林さんの質問がありましたときに、大部マージンが上ることについては、これはまあいろいろ「数字的に御研究になつていから、成るべく適正に願ふことだと思つておりますが、大体今まで見て、小売の場合にも、あれはたばこなんかから比べましてやはり少し低過ぎているのじゃないでしょうか。小売はどれほどのマージンを大体お考へになつておるものか。小売業者のマージンを、たばこはまあいふ腐敗も破損も少しものですが、それでも何でもこの頃七分強、今度どうなるか、ピースで七分ですか、そういうふうに関くのですが、それに比較しましたら何分になつておりますか。小売マージンが少し低いのじゃないかという気がするのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) マージンの問題については、我々もいろいろお話を聞いておりました、慎重に検討しておりますが、まあ現在のところでは仕入價格に対しては、現在で一刻くらいだと思つております。まあたばこなどに比べますと、やはり破損などの問題もございましてから、或る程度危険が多いと言ひますか、考へて行くべき問題じゃないかといふふうには思つております。従ひまして、今度もまあ絶対額については或る程度切つていいのじゃないかと思つておりますが、割合等につきましては当然上げていいのじゃないか。その辺のところ業者のかた

に御納得願うような数字を出して頂き
たい、かように考えております。

○理事(伊藤保平君) あそこが租税の
仕入れをしてくれる窓口ですから、酒税
保全のためにもよいと思いますが、こ
れは余計な意見かも知れませんが、し
かし、そう考へておりますから、成るべ
くそういうふうにお願ひいたします。

○杉山昌作君 大体伊藤さんが詳しく
聞かれたので、私の疑問に思つてい
る二点だけ伺ひますが、第九条関係なん
ですが、販売業の免許の問題ですが、
これはまあ販売業を免許する必要がある
という事は、昨日の御説明でちよ
つと伺つたのですが、どうも税金は、
庫出税を製造業者の所で取るのだから、
販売業を免許するといふふうな必要
がどの程度あるのか、むしろ消費者
側から言へば、販売業者がたぐさんあ
ちらこちらにあつたほうがよいとい
うことになるのですが、これはもう一
度御説明願ひたいのです。

○政府委員(渡邊喜久彦君) まあ酒税
の徴収の直接の関係から行きますと、
販売業の免許という事は、直接は関
係はないと思つております。ただ私も
この間まで執行機関で見えておりました
が、最近におきまして、特に焼酎と
か、ああいうものにおいて相当競争が
激烈になりましたために、ときに正規
の免許者さえ脱税するといつたような
事態も出て参ります。そこで取締に非
常に苦心しているわけでございませ
うが、結局どういふようなふうで国税
局がそういうものを順々に手繰つて行
かと言ひますと、大体まあ正規に税金
を納め、滞納もしないでというふうな
姿ですと、公定価格から値引きするこ

とにつきましても、おのずから限度が
あるわけでございませう。ところが非常
にこの頃安焼酎なら焼酎が流れてお
るといふ噂が、我々のほうの執行官
なら執行官の耳に入つて来る。そう
しますと、業者のかたから入つて来る
場合もあれば、いろ／＼なルートから
入つて来る場合もありますが、結局そ
の場合におきましては、どこの焼酎か
というふうなことはなか／＼まだわか
つておりませう。併し、例えば平塚な
ら平塚の方面に相当安焼酎が売ら
れておるといふふうな噂が入つて来
る。そこで国税局なり税務署の者が順
順に小売の面から手繰つて行きます
と、結局それはどこの製造場であつた
と非常な安焼酎である。それをだん
だん手繰つて行きますと、結局何石か
税金を納めない焼酎が流れて来た。こ
ういふような事例に、私非常に短い期
間に二回ほどぶつつかつた事例でござ
います。やはりそういう場合におきま
して、小売の免許という制度がござい
まして、そうして或る程度小売業者の
たにも一応の記帳の義務とか、いろ
ろの点がありまして、税務署のほうか
ら参りまして、手繰つて行く場合にお
きまして一応の便宜がございませう
が、全然これが免許のない普通の販売
という場合におきましては、恐らくそ
ういふような取締はできないんじやな
いかというふうな考へておりました。

営業の自由につきまして或る程度制限
する問題でございませうので、我々の
ほうでも非常に検討してみたいのでござ
います。やはり現在下つたとは言ひま
しませんが、まだ相当高い酒税を徴収しな
ければならん現状でございませうので、ど
うしてもやはり販売の面におきまして

も、或る程度の免許制度と言ひませ
う。か、そういうものを持つておりませ
んと、酒の税金がなか／＼確保できない
んじやないだらうか、そういう必要を
執行面において痛感しておるものでござ
いますから、やはり従来通り一応販
売免許制度は続けさせて頂きたい、か
ように考へておるわけでございませう。

○杉山昌作君 御趣旨はよくわかりま
したが、何か昨年あたり、販売の免許
はあと一年ぐらいでやめになるんだか
らというふうな話を御当局から伺つた
こともありますが、今のお話ですと、
やはり相当期間免許制度は続けて行か
れるようなお考へでございませうか。

○政府委員(渡邊喜久彦君) 販売免許
はできれば順にやめて行つたらいいん
じやないかというのが考へられること
ろだと思つております。ただ併し、結
局需給関係とも結び付くわけでありま
すが、供給が非常に過多になりまし
て、そうして競争が激烈になつてそ
ういふうちへ落ちて行くわけでござい
まして、或いは団体法法等の結び付きな
どからいへば、強いて販売免許というこ
ともやらなくてもいいのかもしれない
が、現在の状況では、片方焼酎の生産
攻勢といつたようなものも結び付いて
おりますが、まだ当分ちよつと必要じ
やないだらうか、かように考へており
ます。

○小林政夫君 今の問題は、前の高橋
長官のときに私が質問をして、高橋長
官もできるだけのやめたいんだという
うな話をされておりましたが、今度私
もこの件は特に質問したいと思つたん
ですけれども、酒類業組合を作つてい
るのだし、作つてこいうふうにあや

んと法人にしてあなたのほうが積極
的に指導されるということであれば、一々
販売免許をする必要はないんじやな
いか。而も自由党内閣である限りにお
いては、自由競争が建前であつて、ど
うも現内閣の掲げておられる政綱とも
反するし、特に今の御説のようなこと
であれば、一応免許という事でなし
に、登録させるとか、届出をさせる
という事でございませう。糸を手繰ること
においては問題はないと思ひますが、
もう一点は、税務署長が免許をする
か、言ひながら、極く最近までは国税
庁自身がやつておられる。今から約二
カ月は前に国税局のほうへ移した
が、今のほうでは、小売についてはや
はり実質上は税務署長に免許の権限を
与えるようにしてあるんですけれども
というふうな高橋さんの答弁であつた
が、聞いて見ると、やはり国税局へ一々
伺ひを立てなければならん。こうい
うふうな状態で、税務署長といふこと
は看板であつて、法文にはあつても事
実は空文なんで、そういうことならな
い、これはつまり国税局長というふう
に書かないか、そういう点がどうも実情と副
わないと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久彦君) お答えい
たします。まあ届出制度でもいいじや
ないかという御意見もございませうが、
酒の小売が余り数が殖えますとおのず
から競争がひどくなりまして、そうし
てそこに無理な値引が出て来るといつ
たような点もないわけでもございませ
うので、そういう意味も込めまして、
やはり当分は販売免許が必要じやない
だらうかと、かように考へておりま
す。

がら、実際は国税局或いは国税庁で以
て統制しておるのはおかしいじやない
かと、確かにそういう考へ方もあり得
ると思ひますが、大体国税庁で統制し、
国税局で統制するといふのは、これを
原則としてやつておるわけではござ
いませう。必要に応じて国税庁で
やかましく統制する場合もござい
ますし、それから大体必要がなくなれば税
務署長に下す。むしろ税務署長が何と
申しまして一番現場でよくわかつて
おりますが、権限としてはやはり税務
署長に与えておく。併し必要がありま
す場合におきまして、その免許につ
いては上申させて、国税局或いは国
税庁のまあ監督の下にそれを行つて
行く。製造の免許などについても同じよ
うな問題があるわけでございまして、
そういうふうな関係からいひまして
て、やはり権限としては税務署長に与
ておく。併し必要がある場合において
は上で統制することがある。かように
して行くのが一番いいのじやないか。

尤も現在は、小売につきましては一
府の方針は国税庁で示しておりますが、
権限としましては税務署長で行い得
る、こういうことになっております。

○小林政夫君 いや、そういうふうな
ことには実際問題としてなつていない
でしよう。税務署長はやはり小売につ
いては一府事前に国税局のほうへ、ま
あ事後報告のような意味だということ
は、高橋さんは前に言われましたけれ
ども、実際問題としてそういう専断で
はできません。やれないと言つてお
ります。税務署長は、それで行政整
理、行政整理と言つたつて、仕事を省
かなきや行政整理にならないので、前
にもそういう趣旨で私は質問したんだ

な、免許を税務署長と書いていな
う。

けれども、どうも僕は今の情勢……、
こういう酒類業組合まで作るとすれ
ば、一々販売、少くとも小売を免許制
にする必要はなからうと僕は思う。ま
あそうなると思ひになりますから。余
りあなたのはうはテイミッドだと思
う。酒のほうでこういうことをやるの
なら、物品税のほうでどうしますか。
やはり物品税のかかつている製品を扱
うものについては免許制にしなければ
ならんということになる。それは税額
が違ふということでしょうけれども、
趣旨は同じですよ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 理詰めに
押されまうと、物品税をどうするとい
議論が確かに出て来ると思いますが、
併し酒の価格の中で税金が半分以上を
占めているというところは一つの事実だ
と思つておきます。従いまして、そう
いうものにつきましては、やはり或る
程度嚴重な取締が必要じゃないか。税
額全体から見ましても、物品税の大体
二百億見当に比べまして、酒は千四百億
あるというふうな関係から
いたしまして、やはり酒については、
特に慎重を期さなければならんとい
うことは、これは御了承願いたいと思
つておきます。

○小林政夫君 ちよつとしつこくなり
ますけれども、酒類業組合は、普通の
中小企業協同組合などは違つて、格
段な行政的な助成を受ける。相当これ
に対しては計算も見積つて事務費等に
ついての補助がある。この主たる目的
は酒税を確保するということにある。
そういうことであれば、その上に免許
で以てセレクトして行くというふうな
ことは必要ではないと私は思うのです
けれども、それ以上は議論になります

からやめておきますが、早急に一つ再
検討願いたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 検討は統
けて参りたいと思つております。ただ
最近の新しい値段になりました。どう
いうふうになりましたか、我々は違つた
情勢が出て来るのではないかというこ
とを期待しております。従来の様子で
ございまして、やはり何か免許とい
うものが必要じゃないかというふうには
感じておりますが、今後事態の推移を
見まして更に考えてみたいと思つてお
ります。

○理事(伊藤保平君) 速記をとめて下
さい。

〔速記中止〕

○理事(伊藤保平君) 速記をつけて下
さい。

○杉山昌作君 二十六条、二十七条で
すが、税金の納期の問題ですが、移出
した月の翌月末日が納期限になつてお
ります。月の初めに出すと二カ月近
い期間がある。更に二十七条でそれを
更に一カ月。長ければ三カ月近くなる
のですが、大体今の取引の実際からい
つて、製造業者の資金の回収というも
のは、どのくらいが最近の実情でござ
いましょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今の状態
ですと、清酒は割合に資金の回収は早
いようです。と言いますのは、今まで
は清酒が割合少かつたものだから。
併し合成酒、焼酎のようなものになり
ますと六十日というのが普通のように
言われておりますが、だん／＼延びて
来ております。それで清酒も今度大分
造石が殖えますから、従来のような状
態で清酒のほうの資金の回収がうまく
行くかどうかという点については、む

しろ我々は疑問に思つております。普
通は六十日というくらいが大体の常識
だと思つておりますが、今までの實際
は、清酒は六十日より早かつた。併
しこれは先ほど言いましたように、今
度造石が殖えますから、恐らく今まで
のようになつては行かないじゃないか
というのを考へております。それか
ら合成酒、焼酎のようなものは、六十
日と言つておりますが、なか／＼六十
日では落ちないというのが實際だと思
つております。

○杉山昌作君 そうすると、大体二十
七条は例外規定のようだけれども、実
際はこれが非常に適用されることが多
くなりませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 担保を提
供しておりますが、大体例外規定では
このようにはなつておりますが、まあ
担保を提供して猶予を受けているとい
う事例が多いようであります。

○理事(伊藤保平君) 本日はこの辺で
散会いたします。

午後四時二十二分散会

昭和二十八年二月二十七日印刷

昭和二十八年二月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局